

令和 6 年度

あきる野市財政健全化審査意見書

あきる野市監査委員



あ 監 収 第 5 9 号
令和 7 年 8 月 1 8 日

あきる野市長
中 嶋 博 幸 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和6年度あきる野市財政健全化審査意見書

第1 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月15日まで

＊説明聴取の日 令和7年8月6日

第2 審査の対象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- 5 1から4までの比率（以下「健全化判断比率」という。）の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して計数に誤りがなく作成されているかを主眼に置き、関係書類との照合及び関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

第4 審査の結果

審査に付された次に示す健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	12.58%	20.00%
連結実質赤字比率	— %	17.58%	30.00%
実質公債費比率	4.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	13.5%	350.0%	

※上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

第5 意見

1 総合意見

各比率については、いずれも早期健全化基準を下回っていた。今後、市では新学校給食センターの建設事業費等の多くの財源が必要となることが見込まれる。引き続き財政の健全化に努められたい。

2 各比率の状況

（1）実質赤字比率について

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため実質赤字額がなく、算定されなかった。

（2）連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため連結実質赤字額がなく、算定されな

かった。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は4.2%（令和4年度から令和6年度までの3か年の平均の比率）であるため、早期健全化基準の25.0%を下回っている。前年度（令和3年度から令和5年度までの3か年の平均の比率）から0.2ポイント改善した主な理由は、令和6年度は令和3年度と比べ標準財政規模が増加し、一般会計等の元利償還金が減少したためである。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は13.5%であるため、早期健全化基準の350.0%を下回っていた。

前年度と比較して0.6ポイント減少した主な理由は、標準財政規模の増加や、一部事務組合等の将来負担見込額の減少である。

[各比率等の解説]

1 実質赤字比率

一般会計、テレビ共同受信事業特別会計及び秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地地区画整理事業特別会計（以下「一般会計等」という。）の実質収支額が赤字となった場合の赤字額（※1）の標準財政規模（※2）に対する比率

2 連結実質赤字比率

全会計（戸倉財産区特別会計を除く。）における実質収支の赤字額又は資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（※3）の標準財政規模に対する比率（3か年の平均値で表す。）

4 将来負担比率

損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

5 早期健全化基準及び財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならない。

※1 実質収支の赤字額

繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を合算した額である。

- ・ 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

※2 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものであり、地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示す。

※3 準元利償還金

公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等である。

＜参考＞ 健全化判断比率の推移

(単位 %)

比 率	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	8.2	7.1	6.0	4.9	4.4	4.2
将 来 負 担 比 率	44.4	41.1	33.1	22.1	14.1	13.5